

月例総会議事録

- 1 招集日時 令和元年6月19日(水)
- 2 開会日時及び場所
令和元年6月19日(水) 午後1時45分
防府市役所1号館3階 南北会議室
- 3 閉会日時 令和元年6月19日(水) 午後4時18分
- 4 委員氏名

(1)出席者(18名)

(1番)石川 眞平 (2番)池田 静枝 (3番)中山 博祐 (4番)宇多村史朗
(5番)井元 均 (6番)吉本 典正 (7番)木原 伸二 (8番)古谷 修造
(9番)光井 憲治 (10番)田村 正信 (11番)石田 卓成 (12番)熊安 悦子
(13番)鹿角 清美 (14番)池田 圭介 (15番)原田 道昭 (16番)内田 成男
(17番)三輪 栄一 (18番)藤井 伸昌

(2)欠席者(0名)

5 議事に参与した者

農業委員会事務局長	内田 健彦
〃 局長補佐	福谷 英樹
〃 農地振興係長	秋里 幸
〃 書記	益富 綾佳
〃 書記	富永 大志郎

6 提出議案及び報告事案

議案第24号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第25号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第26号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

議案第27号 農業委員会事務の実施状況等の公表について

報告第32号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について

報告第33号 農地法第18条第1項但し書きの規定による合意解約通知について

報告第34号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第35号 農地法施行規則該当転用届について

報告第36号 畑地造成の届出について

7 会議の要領及び議決事項

議長 本日の出席委員が定数に達したので開会を宣言し、下記委員を署名委員に指名す。

13番 鹿角 清美委員

14番 池田 圭介委員

午後 1 時45分開会

○事務局 ただ今から 6 月の月例総会を開催いたします。

本日は、皆様御出席でございますので、会議規則第 6 条の規定により、総会が成立しております。

それでは、会長に御挨拶と議事進行をお願いいたします。

○藤井会長 (挨拶)

本日の議事録署名委員さんは、13 番の鹿角委員さん、14 番の池田委員さん、どうぞよろしく
お願いいたします。

それでは、議案第 24 号、事務局、説明をお願いします。

○事務局 御説明いたします。

議案書の 1 ページ、資料の 1 ページをご覧ください。

議案第 24 号につきましては、農地法第 3 条の規定による許可申請が 6 件提出されており、6 件
とも所有権の移転で、いずれも耕作規模拡大です。

別途営農計画書を御参照の上、御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○藤井会長 それでは、1 番、地元委員さん、説明をお願いします。

○8 番 8 番の古谷です。

議案第 24 号の 1 は、———の農地を———が規模拡大のために購入したいとする所有権移
転の申請でございます。

農地の現地確認を 6 月 11 日に実施いたしました。また、———には、現地確認をした際に現
地におられましたので、併せてヒアリングし、また農機具等も確認いたしました。

それから、———には、14 日に電話にてヒアリングいたしましたので、この結果について御
報告いたします。

なお、この御両名の方は非常にお付き合いのある方でございます。

当該農地の場所は、お手元資料の 1 ページに記載ありますが、———より東南の———沿いの
約 20 m のところにあります。農地の現況でございますが、草刈り等の保全管理はされてい
ました。この農地は 6 年くらい前までは———が耕作されていたとのことですが、農機具等の買換えで資
金的に対応ができないということで、草刈り等の保全管理だけはしておりましたが、昨年からは
今回買われる———が草刈り等の保全管理をしておられました。

なお、この農地については、果樹園として利用し、リンゴ、プルーン、あるいはスモモを育ててみたいということでございます。

また、農機具関係については、この田の近くになるんですが、倉庫に保管されていました。

農地法第3条第2項についてですが、1号の全部効率利用要件については、農機具等の所有状況や、この前もお話ししたんですが、——が去年の12月に退職しておられ、御家族で農業に専念されますので、効率的に利用されるものと考えます。したがって、該当しません。

2号の農業生産法人要件については、該当しません。

4号の農作業常時従事要件については、御家族で農業に専念されますので、該当しません。

それから、5号の下限面積については、現在約4町歩の田を耕作されており、下限面積は超過しております。

6号の借地等の転貸については、今回は所有権の移転申請でありますので、該当しません。

最後に、7号の地域との調和要件ですが、この地域の川ざらいには積極的に参加いただいておりますので、またこのほかの要件についても特に支障は生じないものと考えております。

なお、農地法第3条第3項の許可基準の1号、2号、3号及び農地法第3条第4項については、説明を省略いたします。

以上のことから、地元委員としては、許可基準は全てクリアしており、特に問題はないと判断いたしますが、皆さんの御審議のほどよろしくお願いいたします。

○藤井会長 それでは、審議に入ります。御意見のある方はお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 ———というのは、申請地の北側で——を飼われているあの———ですかね。

○8番 そうです。

○藤井会長 あそこは地目は何になっていますかね。

○8番 地目は田ではないですかね。

○藤井会長 事務局にお聞きしますけども、——を放牧して柵を作ったときの地目は田のままでいいですかね。

○事務局 ——の放牧という形であれば、基本的には転用になります。

○藤井会長 ですよ。その辺のところはどうですかね、明らかに今回はこれの隣接地で、このままいくと、——の放牧の土地が大きくなるだけのような気がするんですけども。これ、前の土地も含めて、農地じゃなくて、転用していただかないと認めるわけにはいかないと思うんですけどね。事務局の見解はどうですか。

○事務局 例えば、草刈りとか、保全管理用に動物を放して、そこの農地を維持しているということであれば、いわゆる動物が機械の代わりという形ではあるんですが、実際にこの状況はよく見てい

ないんですけど、単に——を飼育している状況であれば、まじめに言えば転用ということになるか
と思います。（「——がたくさんいるんですか」と呼ぶ者あり）

○藤井会長 何匹いますかね、5、6匹いますかね。

○8番 ただ、これはあくまでも御親戚の——とか、そこの耕作放棄地に持って行って……。

○藤井会長 いやいや、そうですか。あそこにずっといるような気がしますけどね。どっちにせよ、
あそこでずっと飼われているので、転用してもらわないと、地元の皆さんからも、どうなっている
のかという意見も聞いていますのでね。

○8番 僕もちょっとその辺を勉強していないんですが、どういう提案があるの。

○藤井会長 雑種地になる。課税課がどういう課税をしているかはわからないね。

○8番 ちょっと確認してもらえないかね。

○事務局 課税課の情報は、地方税法上、ほかに知らせることはできないので、今何で課税されてい
るかは調べることはできないです。

○藤井会長 登記地目を確認した上で、小委員長の責任で現地を見てもらえませんかね。

○11番 例えば、——をこのまま放して、年2回ぐらい野菜を作る、その間——はそこは違
う農地で草を食わせる、だったらいいんですけど、ずっと——だけ飼育に使われたらちょっとまず
いという話ですね。

○藤井会長 皆さんも、あそこを通られたときに見られていると思うんです。いるでしょう。（「何
匹かいる、いないときもある」と呼ぶ者あり）

地元の農家の方から、あれはどういう扱いになっているかという問い合わせも来るので、この辺
は確認させてもらったほうがいいんじゃないかと思いますのでね。

今の状況だったら、こっちの勝手な判断ですが、その延長に使われてしまいそうな気もするので、
この際はっきりさせたほうがいいんじゃないかと思いますが。

というのは、——のところにも——を2頭飼っている方がおられて、2つの圃場を、草がな
くなったらかわりばんこにやられて、それも当然柵で囲われて、その際に転用の申請はちゃんとし
てもらっていますので。小委員長、どうですかね、対策としては。

○6番 ——がいるのは十分知っています。それで、要は牛の牧草を作るためには、田という地目で
そこは管理ができると思うんですが、要は——の小屋があって、それで——が草を食べるためにそ
こに放牧するだけだったら、それは地目上はいいと思うんです。ただ、——がそこにずっといると
いうのであれば、今言われたように農地じゃないですから、それと出された営農計画書が守られる
かどうか疑問になる。今日の審査はそこですから、新しく増やす農地を果樹とかを作るためとい
うことに信用性があるかどうかの問題ですね。だから、その辺はわからないと思うんですがね。

○藤井会長 だから、現在——が放牧されているあその状況をどういう形で利用されているのかを

含めて、もう一回、問うてもらえませんか。

○8番 ただ、その農地は積極的に自分が買いたいというのがあって。——は私よく知っているんですけど、水利の関係でいろいろやっていただいていたんですが、この方はもう農業をやりたくないということで、次の案件の——と——の田が隣接しているので、どうでも買ってくれと言われたそうです。

だから、確かに積極的に自分で買って行って対応するというのは、確かにそういった問題があると思うけども、でも私が聞いた中では、リンゴとプルーンとスモモを、この土地はよくできるから作りたいということであれば、それ以外に憶測でこうじゃないか、ああじゃないかというのはなかなか難しいなと思います。

○藤井会長 どうですか、皆さん。

○11番 今回の件はそうなんでしょうけど、もともと今——を放している所を、——をいなくさせて野菜を作るとか説明できるように、又は転用してもらおうといいと思うんですけど、そういう条件を付ける形で、やってもらったらいいのかなと思いますけど。何の問題もないと思ってやっているのかなと思いますけど、農業委員会で問題になったということで、今後も多分出てくると思うので、だからそのときはちゃんとしてもらわないと難しい、という話ならいいかなと。

○藤井会長 ほかの皆さんはどうですか。今、石田委員さんの意見では、あくまでもこの農地に関しては、これだけで扱って、ちゃんと守っていただくことを約束していただいて許可するという意見ですけども。

私としては、先ほど言いましたように、農地の扱いもどうするのかをはっきりさせた上で、今回は許可したいと思っていたんですけども、皆さんがそれでもいいということであれば、皆さんの意見を取り上げます。

○6番 6番、吉本ですけど、今、出された事案については問題ないと思うんです。ただ、一点だけ気になるのは、田という地目になっているから、果樹を作れば畑という、これは名目換えですかね、そういう手続が一つ残るんじゃないんですかね。

○8番 今、田の状態じゃないんです。

○6番 それがああいうのが多いんだけどね。

○8番 ちょっとだから、田んぼにはできないんです。

○6番 地目はそのままだけど、ただ、この事案そのものはいいんですけど、会長が言われたように、前の曖昧な部分を、農業委員会として、木から植えて、農地は農地としてちゃんと使うならいいけど、そうでなければ地目換えという手続が必要だと思います。

○藤井会長 今の御意見でよろしいですか。

○11番 本人に電話して事務局に聞いてもらったらいいんじゃないですか。採決は後にして。その

間に本人に電話して、そういう話になっているけど、転用するか、又は1年に1回何か作ってもらえるかということで、今の間に聞いてもらったほうがいいだろうと思います。

○16番 16番、内田ですが、そもそも何のために——を飼っている。——で、おもしろがって子どもたちがよく見るんですよ、——がいる。

会長が言われるように、延長上で今飼っておられる所と一緒にってしまったら、それはいけない。吉本さんが言われたように、この案件だけなら別に問題ないですね。でも、一緒にやってしまうと、果樹を植えようと野菜を植えようと、——がみんな食べてしまう。だから、柵をやってもらう前から一緒にしちゃいけないというような承認の仕方があると思うんですよ。

その可能性が高いと思うよ、一緒にするなら。わざわざ柵をやってからしないとしますよ。そもそも何で——を飼っているのかわからない。——を取るとか、そういうことはないと思いますよ。何頭もいるよ。よく見えるところだから、日和のいいときはよく見る。雨が降ったら、ちゃんと隠れている。

○4番 課税課と農業委員会の地目がありますよね。課税課の課税の現況、ここら辺の情報のやりとりというのはどうなっているんですか。例えば、農業委員会が許可して通ったものの情報は全部課税課に行くんですかね。

○事務局 まず、課税課の課税している地目ですが、登記地目ではない課税地目というのは、まず課税課以外の者が使用することは絶対にないです。絶対にほかの部署に伝えることはないです。登記地目に関しては、課税課が本局でまとめてもらっているんで、それを分けていただく形で、農業委員会の農家台帳に反映させることはあります。ただ、課税地目に関しては、我々は全く知るよしはない状態です。

○4番 こっちの情報は、向こうにはどうやって流れるんですかね。

○事務局 こちらの情報は、例えば今回の議案を課税課に渡して、こういった転用があるということをお伝えします。

○4番 農地でなくなって雑種地になった場合、課税はどのぐらい。

○事務局 それは、市街化区域とか調整区域で、また話が大きく変わってくるので一概には言えないんですが、非常に高くなるのはもちろんだと思います。

○4番 だから、課税課は守秘義務から外に出さないんだけど、これは本人に聞いて、本人がしゃべってもらうというのは、本人が一番知っておられるから。

○事務局 そうですね、御本人が納税通知書が届いているので、もちろんお話はあるんですけど、情報を我々が持ったところで、それを活用するかというと、また違うのかなとは思いますが。

○4番 先ほどから課税課に聞いてみたらという話があったけど、これは事実上、聞くとしたら本人からしかないわけね。

それと、あと一点、今の意見の中で、例えば雑種地にしてとか、そういった指導して、いわゆる税目、税価格が大きく変わる可能性はあって、不利益を与えてしまうこともあるんでしょうか。

○事務局 そうですね。お客様から窓口のところで、どれだけ税金が変わるのかという御相談はあるので、その都度、課税課に御案内するような形です。

○4番 課税の地目というのは、課税課の担当職員の判断によるということですか。

○事務局 我々は資料を渡しますが、課税課はそれをもってやるわけじゃなく、あくまで課税課の担当官が目を見て判断して、地目を決めるものです。

○4番 判断の基準になるものは、現況地目ということでしょうか。

○事務局 課税課が独自に、アスファルトでやっているとか、—————されていて、明らかに農地ではないと客観的に判断した場合は、どういう地目にするか、課税課の判断になるかと思います。

○4番 セメントが張ってあったり、——を飼ったりとか言ったけど、——を飼った場合は。

○事務局 それに関しても、それこそ先ほど言いましたけど、——が雑草を食べていると課税課も判断すれば、そのまま畑として継続される、田んぼ、畑の課税地目として継続される可能性もあるし、そうじゃないと思えば、雑種地である可能性もあります。

○4番 ——を飼うという行為が、農地を保全するためなら、農地。

○事務局 になるとは思いますが、それは課税課の判断になるからですね。

○4番 それ以上聞かないようにしましょう。課税課の職員に聞きます。わかりました。

○藤井会長 我々農業委員会の判断としては、草を食べさせる目的で、その後、農地として利用する予定で——を放しているなら認めますけど、そうじゃなくて、農業委員会としてそこは田ではありませんという判断をさせていただきたいと。

○1番 私は見たことがないんですが、柵はあるんですか。

○8番 野犬がいるから、柵はしてある。

○1番 それなら今、——を飼っている所は、手続をしてくださいという話をした上で、今回の所はその柵を外すなという話をきちんとしたらいいんじゃないかと。要は、1つにしようと思ったら、柵を動かさないと1つにならないわけです。

○8番 だから、——を売買用にしているのではなく、当初から耕作放棄地が多いということで、そこへ柵を作って追い込んで、草がなくなったらまた別の所にする。

ただ、ベースになる所は、今の所です。だから、私とすれば、ベースになる所だけはそのようにして、今度買う所が全部そうじゃないかと考えるなら、いかがかなと思います。

農業委員として、田んぼが荒れて困っているのを、何とかうちでやってあげようと言ってもらっていますので。臭いとか、鳴くとか、うるさいとか、御近所の人から随分言われているということを本人からも聞いています。私はそういう意味でやっているんじゃないんだけど、と言われるので、

ちょっと気の毒と思うんですね。

ただ、農地法上の判断は、それがいいかということ、課税上の問題もあるでしょうけれども、私はいずれにしても荒れた農地を荒れないようにしてもらっています。ただ、ベースはあそこですから、そこだけは何とか手を打つ必要があるだろうと思います。あんな所で——を飼っている人が買うのは全部そうじゃないかと言われると、——地区は、今、——と——がほとんどやってくれているんです。耕作放棄地を。

だから、——を育てて、商売しているわけでもないし、だからその辺は皆さんの判断をいただきたいと思います。地元の委員とすれば、大変助かっています。

○藤井会長 先ほど出ていましたように、今回の申請の件は申請どおりにやっていただくということでお話ししたいと思いますし、今いろいろ出てきた話については、状況をはっきり確認する必要があると思いますので、小委員長さんの責任でやらしてもらえませんか。御同行されて。

○6番 調査といますか、それはやりましょう。

○藤井会長 お願いします。その状況をまた報告してください。そういうことでよろしいでしょうか。
(「はい」と呼ぶ者あり)

それでは、採決したいと思います。御承認いただける方は挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○藤井会長 ありがとうございます。1番、可決、承認いたします。

続きまして、2番、地元委員さん、説明をお願いします。

○8番 8番の古谷です。

議案第24号の2は、同じ人ですが、——の農地を——が規模拡大のため購入したいとする所有権移転の申請でございます。

現地の確認は、6月11日に実施いたしました。また、——には6月14日に電話にてヒアリングをし、16日に農機具等の確認をいたしました。

それから、——には、14日に電話にてヒアリングをいたしましたので、この結果について御報告いたします。

当該農地の場所は、資料の3ページに記載がありますが、これも——より、——を西南に約300m下がったところにあります。農地の現況は、既に田植えがされていました。この農地は、10年前までは——が耕作されていたのですが、農機具等の買換えができないということから耕作をやめられ、やめられてからは——が耕作されています。

昨年の秋頃、——からこの農地を買ってほしいという依頼があり、自分の田の隣接で、現在、当該農地を耕作していることから、購入を決められたということでございます。

なお、農機具管理については、自宅の農業用倉庫が3棟あるんですが、この中に保管されていま

す。

農地法第3条第2項についてですが、1号の全部効率利用要件については、——は認定農業者で、——地区ではトップの耕作者でございます。農機具等の所有状況や耕作者等は、資料に記載のとおりでございます。したがって、該当しません。

2号の農業生産法人要件についても該当しません。

3号の信託引き受けによる権利取得についても該当しません。

4号の農作業常時従事要件については、1号で報告しましたが、御家族で農業に専念されておりますので、該当しません。

5号の下限面積については、現在、1町歩以上の耕作をされており、下限面積は超えております。

6号の借地等の転貸については、今回、所有権の移転申請でありますので、該当しません。

最後に、7号の地域との調和要件ですが、この地域の川ざらいについては積極的に、また川の整備等も積極的にやっておられます。

そのほかの要件等についても、特に支障は生じないものと考えております。

なお、農地法第3条第3項の許可基準の1号、2号、3号及び農地法第3条第4項については、説明を省略いたします。

以上のことから、地元委員としては、この許可基準は全てクリアしており、特に問題ないと判断いたしますが、皆さんの御審議のほどよろしくお願いいたします。

○藤井会長 それでは、審議に入ります。御意見のある方はお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 よろしいでしょうか。御意見がないようですので、採決に入ります。御承認いただける方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、2番、可決、承認いたします。

続きまして、3番、地元委員さん、説明をお願いします。

○8番 8番の古谷です。

議案第24号の3は、——の農地を——が規模拡大のため購入したいとする所有権移転の申請です。

6月11日に農地の現地確認をし、6月14日に——に、また譲渡人の——には15日に電話にてヒアリングをいたしました。

なお、農機具等の保有状況については、今年2月の議案第6号の2で、2月16日に確認いたしておりますが、今回の保有と同じため、これは割愛させていただいております。

この農地の用途については、今年2月の議案第6号2のときにあったわけでございますが、その

理由として、大型農機の進入路がなく、耕作が難しいということと、御高齢のため対応が難しいということでございました。

農地の現況は、既に今年の田植えがされていまして。————、今度買われる方ですが、お話では6月の月例総会後の決定では稲の作付けが間に合わないということで、譲渡人の————の了承を得て、今年から田植えをしたということだそうです。

農地法第3条第2項についてですが、1号の全部効率利用要件については、農機具等の所有状況や農作業に従事する人数から、効率的に利用されるものと考えます。したがって、該当しません。

2号の農業生産法人の要件については該当しません。

3号の信託引き受けによる権利取得についても該当しません。

4号の農作業常時従事要件については、本人と奥さんと御両親、4人で従事されますので、該当しません。

5号の下限面積については、現在、1町4反の耕作をされており、下限面積の要件は超えています。

6号の借地等の転貸については、今回、所有権の移転申請でありますので、該当しません。

最後に、7号の地域との調和要件ですが、前は——に在住でしたが、今回は父親の家のすぐそばに引っ越されていますので、特に支障はないものと考えます。

○藤井会長 それでは、審議に入ります。御意見のある方はお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 よろしいですか。御意見がないようですので、採決に入ります。御承認いただける方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ですので、3番、可決、承認いたします。

続きまして、4番、地元委員さん、説明をお願いします。

○5番 5番の井元です。

議案第24号の4番は、————所有の農地を————が譲り受けるという所有権の移転の案件でございます。

6月13日に————から聞き取りし、また現地を確認してまいりました。場所は、7ページ、————を————に抜けて信号機があるんですが、そのすぐ————のところでございます。

対象の農地は、すぐ————に広い囲いがあるんですが、ここが既に————所有の農地でございます。既にハウスが建って、そこで葉菜類、いろんなものを栽培されております。————については、————もやられておられる方です。

実は、この案件は先月、一旦取り下げになったということで、理由を確認しますと、————側

の相続の手続が行政書士さんの事情でちょっと遅れたというのが原因になったようで、別に相続でもめたとかではないということを確認できました。

続きまして、農地法第3条第2項の許可基準に照らし合わせますと、まず1号の全部効率利用要件については、農地の所有状況、その他を鑑みて、該当しません。

2番の農業生産法人要件、3番の信託引き受けによる権利取得要件、いずれも該当いたしません。

4号の農作業常時従事要件、4号についても、現在も専業農家、認定農業者でもいらっしゃるままで、全ての農地を有効に活用されておりますので、該当しません。

下限面積については、果樹、ミカン等を含めて2町近くの面積があるので、超えております。

借地等の転貸についても、該当はありません。

地域との調和要件についても、本年度から———の———もやられるということを知りまして、全く地域の中心人物で、地域との支障を生じるようなことはないと思っております。

地元農業委員としては、以上のことから、問題ない案件と理解します。皆様の御審議をよろしくお願いいたします。

○藤井会長 説明が終わりました。審議に入ります。御意見のある方はお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。御承認いただける方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ですので、4番、可決、承認いたします。

続きまして、5番、地元委員さん、説明をお願いします。

○12番 議案第24号の5は、所有権の移転の件です。

譲渡人は———、———で高齢のため耕作困難で、それで最初は———にお話しされて、———と話がついていたようでして、———で、何かあそこは———場所だったので、それでそこは穴を結構掘っておられました。その場所を、譲受人の———は今———ですが、周りが全て———の田んぼなんです。今、———に渡そうと———がされた場所というのがアパートのすぐ裏手の場所で、そこを———が買い取らないと、———はほかの耕作地の仕事に差し支えると思われる、それでその分を購入することにしたというお話でした。

というのが、———というのが、私はここをいつも毎日、1日2、3回は通るところなんです。それで、4月から車で通るときに、すぐ見えるところで、先月の———が住宅を建てられるということがありました。その位置の1つ後ろの北側になる場所です。

その周りが全部———の土地ですので、———はここに家が建つと陰になるし、耕運機、ト

ラクターで出入りするのも大変になるから、買い取りたいということで譲受人になられたそうです。

それで、6月18日の朝6時30分に、——の——のお宅を訪問しました。そこに行ってみますと、大きな倉庫があって、営農計画書に書いてあります全てのものがありました。

いつも私がそこを通っているのですが、すごくきれいなレンゲ畑があるんですね。お話を聞いてみたら、——が作っておられるところでした。農業に対してすごく一生懸命やっつけらっしゃる心意気を感じました。

それで、今はまだ——で、お勤めをしていますが、日曜日とかは御本人と奥様とかお母様に一緒になって手伝ってもらって、農業をやっていくということでした。

申請地は自宅からすぐ近くにあります。

農機具の保有状況も確認しましたし、ここに書いてある営農計画書にも、水稻なんかはJAに出されるようですし、それから露地野菜は自分のところで消費するというので、一応JAに加入しておられて、無農薬栽培を実行されていました。それで、——と一緒に現地を確認もできましたし、無農薬栽培を予定されるところで、10ページの営農計画のとおりでした。

農地法第3条第2項の1から7も全部該当しないということで、ちゃんとやっつけられる方だなと確信いたしました。

皆様の御審議をよろしくお願いいたします。

審議の後、質問がありますので、よろしく申し上げます。

○藤井会長 それでは、審議に入ります。御意見のある方はお願いします。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。採決の後でいいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

御承認いただける方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ですので、5番、可決、承認いたします。

○12番 今、農機具の貸し借りとか、いろいろ後でお話し合いがありますね。それ私もぜひ参加したいなと思っていますが、——に、このときに聞いてみようかなと思って、質問してみました。何かお困りのことはございませんかと尋ねましたら、無農薬でやっつけて、今は田植えが終わった後数日で、ジャンボタニシが田んぼにたくさん出ているということでした。

卵を産みつけていて、これを1つずつ手でとらないといけないとおっしゃっていたんですが、何かいい御意見がありましたら、皆さんプロの方たちですので、教えていただきたいなと思いました。

○11番 僕も、6町か7町ぐらいやるのに、全部の田んぼの半分ぐらい食べられたことがあって、そのときはかなりこたえたんですけど、それ以降、いろいろ勉強して、今は植えた直後に、もう1

週間以上になるんですけど、完全にひびが割れるまで干しています。それでタニシを1回土の中に潜らせて、苗がある程度大きくなったときに水を張ってやって、逆に草を食べさせるというやり方をして稲を食べられないようにしているし、ジャンボタニシ用の有機JAS用の薬剤もあるんですよ。有機JASは無農薬と言われたので、日本農林規格という名で無農薬の国の承認があるんですけど、それでも使える薬剤も農協に売っています。そういうのを田んぼの縁だけにまかれる農家さんもあるし、スクミノンという農薬を縁だけまかれる方もいらっしゃいます。僕は水管理でしています。

○4番 石田さんは有機農業、いわゆる自然農法でやっているということです。私は一般質問で2回、ジャンボタニシのお話をさせていただきました。というのが、いわゆる有機農業でやっていらっしゃる農家の方とはまた立場の違う農家の方で、薬剤で駆除したいと思っていられる方もあるので、何とか駆除する薬剤を補助する制度はないかという趣旨で質問しました。

現状では、防府市の場合は市の単独で補助する制度がないんですけど、昨年からは農業共済が薬剤費の一部を補填する制度が始まりました。

先日、農業共済の総会で発表されたんですけど、全県で—————予算を組んでいたけど、昨年の実績とすれば—————申請がありましたということです。周辺の市で、市によれば単独で何とか助成しているところもあるから、まだ今後の検討課題ということだろうとは思いますが、有機農業で上手にやる方法もあるし、薬剤の補助というか、そういう方法もありますよということで、今後の課題かなというところです。

○11番 いろんな方法があると思います。結局、補助して薬剤をまいても、いなくなるんですけどね。九州なんか全部広がっているし、瀬戸内側もほとんどどこも広がって、千葉のほうまで広がって、いなくなるので。

○12番 苗が大きくなったら、かじられないんですかね。だから、小さいうちだから、干しておくのが大事。干してしばらく、何日ぐらいですかね。（「1週間ぐらい」と呼ぶ者あり）1週間ぐらい。ありがとうございました。

○藤井会長 よろしいですか。また、いろいろないい方法があったら、また報告してください。

それでは、次に行きます。6番、地元委員さん、説明をお願いします。

○13番 13番、鹿角です。議案第24号の6番ということで説明します。

この案件は、—————の土地を—————に譲渡される、農地法第3条による所有権移転の許可申請です。

場所は、資料の11ページのところで、—————より左側のほうの30mぐらいのところの田んぼが—————、その隣が—————、その右側に—————、この3件が今回の申請地です。

現地確認と聞き取りを6月13日、中川推進委員と行いました。譲渡人の—————によりますと、資料11ページの申請地で、—————は長年、—————に管理をしてもらっていたということでした。—————と—————は自己管理をしていましたが、年々歳をとってきますし、体調も余り良くないということもあり、管理がだんだん難しくなってきたということで、今回、預けた田んぼのそばでありますので、申請地を譲り受けてもらえないかという話をしたところ、快く譲渡の話を受けてもらったということでした。

それから、譲受人の—————によりますと、—————から申請地を譲り受けてもらえないかという話がありました。それから、—————は、以前より—————から預かり、営農管理しており、—————、—————はイチジクのような果樹を今後植えていく予定にしているということでした。それで、営農規模の拡大ということで、譲渡の話を受けることにしたということでした。

次に、農地法第3条の2項各号について説明します。

1号の全部効率利用要件について、譲受人は、耕作要件、農機具の保有状況から見て、農地を全て効率的に利用できることが見込まれます。農機具等は、次の12ページにたくさん書いてありますが、全部は確認できません。

2号の農地所有適格法人以外の法人の規定及び3号の信託要件については、該当しておりません。

4号の作業常時要件ですが、譲受人は農作業を行うとしていて、農作業に従事すると認められると判断します。12ページにありますように、パート等を雇って作業されておられます。

5号の下限面積ですが、満たしております。

6号の転貸禁止要件ですが、自ら耕作されるので、転貸要件には該当しません。

7号の地域調和要件ですが、今回の権利移動により、周辺農地の農業上の効率化、総合的な利用の確保支障は生じないものと考えております。

以上のことから、農地法第3条の2項各号に該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断します。皆様方の判断、御審議をお願いします。

○藤井会長 それでは、審議に入ります。御意見のある方はお願いします。どうぞ。

○11番 事務局に教えてほしいんですけど、議案書の2ページの耕作面積ですが、これは自己申告ですかね。飼料米だけならこれ以上作っているはずなんですけど、飼料米は補助金申請するので、結局、自分で借りるか、自分の所有地で使う分は申請できないと思うんですけど、何か数字がおかしいなと思って。全体で14町ですね、それで飼料米は10ha、今これ5町になっているから、ちょっと数字がおかしいなと思って。

飼料米は全部契約していないと申請できないはずなので、変わったんですかね。だったら、いいです。

○事務局 このデータは、農業委員会が持っている農家台帳、いわゆる今回の3条であったり、使用貸借であったり、正式な届け出が出ている面積を全部入れているものになりますので、書類が出ていなければ載らないということです。

○藤井会長 実施計画書とはちょっと違うから、実施計画書を出していればね。飼料米は植えられるから。

ほかに何かございませんか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。御承認いただける方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ですので、6番、可決、承認いたします。

続きまして、議案第25号、事務局、説明をお願いします。

○事務局 御説明いたします。

議案書の3ページ、資料の13ページからとなります。

議案書の議案第25号農地法第5条の規定による許可申請についてですが、議案書6ページに掲載の受付番号9番については取り下げとなっています。よって、今回の許可申請件数は15件です。

この15件の転用目的の内訳ですが、建売住宅が3件、自己用住宅が3件、太陽光発電設備が6件、資材置場が2件、進入路が1件です。

受付番号1番は太陽光発電設備です。農地区分は集団農地面積2haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地のため、第2種農地と判断します。

受付番号2は建売住宅です。農地区分は集団農地面積5.3haの農地で、規則第45条第2号に該当する第2種農地です。—————から約490mの場所です。開発許可申請の準備中です。

受付番号3は貸資材置場です。農地区分は集団農地面積0.1haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地のため、第2種農地と判断します。

続いて、受付番号4は太陽光発電設備です。農地区分は集団農地面積5.2haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地のため、第2種農地と判断します。

続きまして、受付番号5は自己用住宅です。農地区分は集団農地面積2.4haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地のため、第2種農地と判断します。開発許可申請の準備中です。

続きまして、受付番号6番は建売住宅です。農地区分は集団農地面積0.07haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地のため、第2種農地と判断します。開発許可申請の準備中です。

続きまして、受付番号7番は自己用住宅です。農地区分は集団農地面積36.6haの農地で、施

行令第12条第1号に該当する第1種農地です。許可該当法令は、施行規則第33条第4号の集落接続です。開発許可申請の準備中です。

続いて、受付番号8は太陽光発電設備です。農地区分は集団農地面積0.4haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地のため、第2種農地と判断します。

次の受付番号9は取り下げのため、受付番号10ですが、資材置場です。農地区分は集団農地面積2.4haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地のため、第2種農地と判断します。

受付番号11は太陽光発電です。農地区分は集団農地面積0.4haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地のため、第2種農地と判断します。

次の受付番号12も太陽光発電設備です。農地区分は集団農地面積0.8haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地のため、第2種農地と判断します。

続きまして、受付番号13、自己用住宅です。農地区分は集団農地面積0.1haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地のため、第2種農地と判断します。開発許可申請の準備中です。

受付番号14は建売住宅です。農地区分は集団農地面積0.7haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地のため、第2種農地と判断します。開発許可申請の準備中です。

続いて、受付番号15は太陽光発電設備です。農地区分は集団農地面積0.9haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地のため、第2種農地と判断します。

最後に、受付番号16は進入路です。農地区分は集団農地面積0.9haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地のため、第2種農地と判断します。12月31日までに原状回復します。

以上です。御審議のほどよろしく申し上げます。

○藤井会長 それでは、1番、地元委員さん、説明をお願いします。

○2番 2番の池田でございます。

議案第25号の1番、太陽光発電設備による——から——への所有権移転の許可申請でございます。

場所は、資料の13ページをご覧ください。——を渡り、——を渡りまして、——がでございます。その前、南側になります。

6月12日午前9時、事務局2名と宇多村小委員長さんと私の4名で、現地確認をいたしました。

6月16日午後4時から、——を訪問し、本人にお会いしました。事情をいろいろとお聞きしました。一昨年、——が亡くなられており、相続されたとのこと。耕作は長いことされてなく、ポプラとか雑草が生い茂っている状態です。1年前ぐらいから、太陽光にしてはどうかという話は出ていたそうですけれども、譲受人が見つからず、このたび買い手がついたそうです。

6月17日、譲受人の——と、電話でお話ししました。

この場所のすぐ南側は、——は既にきれいに水田になっております。その反対は太

陽光ができております。それで、排水路もちょうど清掃作業が終わったところで、排水溝もきれいにされておまして、御本人にお話ししたんですけど、フェンス、看板の設置は当然のことだと、それからまだ水田がございますので、なくてもそうですけど、きちんと排水路の清掃作業は年2回、地区で行われますので、ちゃんと出てくださいということと、防草シートなどの除草対策もされたほうがいいですねというお話をいたしました。本人はわかりましたというお返事ございました。

考えてみると、20年ぐらい放ってあったところかなと思ひまして、ポプラも本当に大きくなっておまして、このままでいくと大変な状況だなと、現地を見させてもらって、みんなで思ったところですけど、やむを得ない状況だなと思っております。

皆様方の御審議をよろしく申し上げます。

○藤井会長 審議に入ります。御意見のある方はお願いします。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。御承認いただける方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、1番、可決、承認いたします。

続きまして、2番、地元委員さん、説明をお願いします。

○1番 1番、石川です。資料は19ページです。

議案第25号の2は、——と——の農地を、——が譲り受けて、建売住宅を建設するために転用される申請です。

建築確認は、6月12日に、宇多村小委員長と事務局2名と一緒に行いました。それから、ヒアリングについては、6月9日から16日の間でやっています。——の担当者とも会って話しました。

それから、——と行政書士の方とは会って話しましたが、——は県外ですので、行政書士の方と話したのと、近所の方の話で確認しております。

現地は、——から北へ300m程度行った、——になります。譲渡人の——は、耕作をしておりません。農地の管理は近所の方がされております。今回も鋤いてあります。

今回の圃場以外に残るところが3反ぐらいありますが、できれば手放したいということです。管理はされております。子どもはいらっしゃるんですが、市外ですので、全く耕作の意思がないということでした。

それから、——については水稻を栽培されていますが、高齢ですので、ぼちぼち規模縮小したいと考えていたということです。こちらもお子さんはいらっしゃいますが、農業をしたくないという回答でした。今回、そういう状況でお話があったということで、譲り受けをしたいというこ

とにされたようです。

それから、農地のすぐ南側で既に19ページの地図で分かるように団地化しておりますので、周りの農地に対する影響も少ないと思われま。――土地改良区にも届け出が済んでおります。

それから、水利組合も現地で確認いたしました。

問題が1点ありまして、21ページの地図で見たほうがわかりやすいんですが、下から緑で囲まれているのが3枚田んぼがあるんですけど、一番下の田んぼから、北から南に向けて、実はここに水路があります。ただ、青線ではないんです。青線じゃないので、権利の主張が非常に難しいということなんです、これに家を建てられると、下のたった1枚田んぼがあるんですが、――と書いてある、そこは水が別のほうから行くんですが、その下に家の間を抜けてもう1枚田んぼがありまして、ここへ行く水路がここへあります。

青線ではないんですが、――とお話ししまして、この水路をどうにかしてほしいと、田んぼが作れなくなる、ということで住宅地の周りに側溝を作りますので、そちらを回して水が当たるようにします。そういうことで、下の田んぼも作れるようになりましたので、了解しております。ほかには大きな影響はないと思われま。

皆様の御審議、よろしくお願ひします。

○藤井会長 説明が終わりました。審議に入ります。御意見のある方はお願ひします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。御承認いただける方は挙手をお願ひします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、2番、可決、承認いたします。

続きまして、3番、地元委員さん、説明をお願ひします。

○1番 1番、石川です。資料は25ページになります。

議案25号の3は、――の農地を――が譲り受け、資材置場にするために転用したいという申請です。

現地確認を6月12日に宇多村小委員長と事務局2名と一緒に行いました。ヒアリングを6月15日、電話で――と行っております。それから、譲渡人の――については、代理人の――と電話で6月17日に行いました。

現地は、――、――のすぐ北側になります。前に――があるところ。

譲渡人の――は、相続でこの土地を取得しましたが、耕作はしておらず、管理に困っておられます。そこへ今回話があって、この土地を売ることにされたようですが、29ページに図面があ

るんですが、大きく———予定地と書いてあります。これは農家の家と倉庫があるんですが、持ち主が全員亡くなりまして、今は誰も住んでおられません。その先、私も農地が残っていることを知らなかったんですが、敷地の一番先のほうへ農地が少し残って、ここは耕地ですので、全く使えないというか、畑がちょっと入るぐらいのところですよ。

譲受人の———は、———を営んでおられます。今回、隣の家を購入して、ここで今度———をされるということですが、いくら大きい農家といっても、どうやってやられるのかと思ったんですが、説明ではここで———をするということでした。———を主に、———に使いたい、———はあそこの農家でやるんですよという説明で、今回の農地については資材置場ということで出ていますが、駐車場と資材置場ということで、仕切りとサカキを植えて、倉庫なりに使っていこうと考えているということでした。

———の業者ですが、防府地区からも需要があるので、こちらへ進出するというにしたいということです。周りには家がなくて、南側が今言いましたように———がありまして、北側が———がありまして、東側が———、西側は———がありますので、余り家がないということですが、今回の申請にはほとんど関係ないと思うんですけど、近隣への説明はされていません。家もすぐ近くにはないので、問題はないかなとは思いますが、資材置場にするということについては、特に説明も必要ないということですので、そうですかというお話をしました。

以上ですが、皆様の御審議をよろしくお願ひいたします。

○藤井会長 審議に入ります。御意見のある方はお願いします。

事業計画書の中で、事業実施者が———になっていて、それと———の関係はどうなるんですかね。本来なら、ここが———じゃないといけないのではないかな。

○事務局 説明いたします。

こういった場合、例えば———が農地を購入されて、どなたかに貸すということは可能です。どなたかに貸し借り、例えば前回、———が購入されて、実際に貸し駐車場をされるのは別の方というのは可能です。今回、いつも事業計画書の一番下には基本的に何も書かないんですけども、こういった誰かに貸すというときに、ここに書いていただくこととなります。

———と———は協力会社です。———が———で、———が木の販売をしたり、多分———とかを作られているんだと思います。———の防府市進出に先立って、———も———に木とかを置くところがあるんですけども、手狭になっているので、防府市進出に合わせて、この資材置場を———から借りて使用するという計画になりますので、適正ではあります。

○藤井会長 ほかに御質問ございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。3番、御承認いただける方は挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、3番、可決、承認いたします。

続きまして、4番、地元委員さん、説明をお願いします。

○1番 1番、石川です。資料は31ページからです。

議案25号の4は、————、それから————、————の農地を————が譲り受けて、太陽光発電施設を建設するために転用したいという申請です。

6月12日に、宇多村小委員長、事務局2名と一緒に、現地確認を行いました。ヒアリングについては、6月9日から16日に行ったんですが、その結果を報告いたします。

現地は、————の南側にあります。————は————在住で、耕作は困難ですが、管理は近所の方がされ、今年も田んぼの依頼を受けて、水稻を作っておられます。

これ以外の農地が少し残るんですが、全て手放したいということで、残るところについては、今、管理をしている方にできれば譲り受けていただきたいということでした。

それから、————については、該当農地以外に3反弱の農地を保有されていますが、全て休耕ということで、トラクターで鋤くばかりだそうです。家は市街化区域にあるんですが、その前の方にも農地はありましたが、きれいにはされていますけど、全く物は作ったことがありません。該当の農地については、20年ぐらい、機械をなかなか入れにくいので、耕作しないでシルバーさんに草刈りだけを依頼していたということです。

それから、————については、御主人が亡くなった後、今、施設に入居中で、家は空き家状態で、お子さんが時々帰ってきて周辺の管理をされているということで、農地を手放したいということです。そこに今回の話がありまして、————に譲りたいということです。

————については、近隣で————で、同じ地域内で1つ稼働中のものがありまして、計画中のものが1つ、既に所有されております。————の会社で管理を今のところきちんとされています。

今回の予定地は、31ページを見たらわかるんですが、上2枚くっついたところで、民家があるんですが、それこそ上の敷地いっぱいのところまで太陽光を作るということで、大変不満を持っておられたようです。業者も行って説明をしたんですが、個人の財産なのでしょうがないねと一応承諾は得ましたが、ちょっとここで問題になるのが、この方が反対のままというわけじゃないんですが、仲介業者が説明に行ったらしいんですが、近隣の印鑑は要らない、とはっきり言われたそうです。そういうふうと言われると、いつか条例を作るということで話もしましたが、やっぱり随分先です。————もせめて近隣の下承ぐらいとれるような形にならないですかねと、今後、そういう

ふうに変えてほしいねという条件でした。

一応、今回はそういう話を————には伝えて、対応をお願いしますと言いましたが、なかなか了承については難しいけど、またきちんと説明には参りますということで、この会社は割とそういうふうに丁寧にやっていますので、また行きますということでした。

もう一点、2つ申請地がくっついている間に水路があります。これは青線ですが、実際にはちょっとくぼんだような、土の中に溝を掘ったような水路でどうかするとすぐ埋まってしまうようなところなんですけど、この水路の下に電線を通す計画です。ちゃんと置けるようにできていますが、電線を水路の下へ、地下へ通すということなので、土の水路を通ったらそこに水が染み込むので、水が流れなくなるから、できれば横がいいんですけどという話でしたが、費用がかかりますということだったんですけど、とにかく上を水が流れるようにきっちと工事をしてほしいと要望しましたら、防水工事はやりますということでした。この下のところの1枚の水田は補修されていますので、あの田んぼに水が行くようにということで話を進めました。

ちょっと離れた方には、別に電線を張るということでした。

あと36ページの被害防除計画に、水利の説明でここに何もありませんが、今言いましたように、水路の下を掘って電線を通しますので、水利組合で管理をきちとしますという誓約書を取りました。それで、一応説明を受けたということにしました。日付が6月13日だったと思うんですが、多分事務局に出すというんじゃないかと思います。

説明は以上です。皆様の御審議、よろしくをお願いします。

○藤井会長 審議に入ります。御意見のある方はお願いします。どうぞ。

○11番 11番、石田です。先ほど、住民から条例化を言われたということだったんですけど、以前、私も質問でやっております、1年ぐらい待ってくれないかと都市計画課が言うので待っていて、この前、そろそろもう1回やろうと思うがどうかと言ったら、結局、景観とかを理由に条例化しているところが全国的には何か所かあるんですけど、景観を理由にはちょっと難しいと都市計画課は言っていました。

可能かどうかわからないんですけど、農業委員会から条例提案するとかですね、この中で話して。あるいは議会提案にするとか。でも議会は実際こういう問題がこれだけ多くあるとか、知らない人が多いので、農業委員会から条例案を作ってかけるというのが可能なのかとか、考えていたところですけど、事務局、その辺のところはいかがですか。

○事務局 農業委員会としては、あくまでも農地法の範囲で、周辺農地の営農条件に支障がある、ないとか、その辺は許可を出すかどうかの上で重要な要素になりますが、今おっしゃるような太陽光発電を規制するような条例の提案といいますと、農業委員会の範疇を超えているのではないかと考えますが。

○11番 周辺農家の同意をとりなさいと、農地の所有者が農業に支障がある可能性もあるからという、水利の絡みとか水の管理とか、その辺で支障がある可能性は十分にあるわけですよ、よその人が買われる場合特に。今までできていた、皆で共同活動していたことができなくなるわけであって、全く支障がないかという、ないことはないと思うんですけど、その辺からの切り込みだったらどうかと思うんですけど。

○事務局 なかなか農地法の許可において、そういった条件を設けるとするのは、ちょっと例がないのではないかと思います、難しいのではないかと今は思っているところではあります。

先ほど、景観上の面で都市計画課というお話もありましたけど、あと環境面のほうで生活安全課もありますけど、昨年農業委員会から市への意見書を出した中でも、条例制定をやってほしいというようなものを出して、その回答を作ったのは生活安全課ですが、国が作ったガイドラインに沿って、事業者は太陽光発電を設置するので、ガイドラインに事業者が守るべきいろいろな努力義務とか決められているので、それに沿ってやっていただくということで、市での条例制定は予定していないという趣旨の回答だったと思います。あちらの言い分としては、再生可能エネルギーを推進するという立場もあり、また環境面の影響もあるわけですが、その辺のバランスといたしますか、なかなか規制するのが難しいんじゃないかということも言うておりました。

なので、条例を、特に農業委員会から提案するというのは、今のところ難しいのではないかと、うふうに思っております。

○11番 環境省自体も話しているんですけど、ガイドラインをもうちょっとしっかりとやれと、これだけ地域で問題が起こるとするのはガイドラインが悪いんですよ、内容が踏み込んでいないということなんですね。現場の実態に。だからガイドラインをちゃんと書けよと言うんですけど、なかなか一農業委員が言ったところで、市議員が言ったところで、動きはしないですね。

なので、現場で問題になるんだから、現場から問題提起することで、条例提案というのはできないことはないでしょう、委員会から。仕組み上、どうかということなんです、僕が聞きたいのは。

法令上、農業委員会の組織として、市に対して条例案を作って投げかけるというのは、議会を通すようにはなると思うんですけど、仕組み上どうかということをお聞きしたかったんですけど。法の範疇を超えるとかということところは抜きにして、できるものなのかどうなのかと。

○事務局 そこまで突き詰めてお尋ねでしたら、今、即答はしかねます。

○藤井会長 確認してください。ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。4番、御承認いただける方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、4番、可決、承認いたします。

皆さん、このへんで休みませんか。5分ぐらい休憩しましょう。

午後3時25分休憩

.....

午後3時30分再開

○藤井会長 それでは、再開させていただきます。

では、5番、地元委員さん、説明をお願いします。

○8番 8番の古谷です。

議案第25号の5は、———の農地に———が自己用住宅を建てたいという所有権移転の申請です。

6月13日に、吉本小委員長さんと事務局の方2名と、農地の現地確認をいたしました。

なお、6月16日に———と電話でヒアリングし、また———の代理人の———と、17日にこれも電話にてヒアリングをいたしましたので、その結果について御報告いたします。

農地の現況は、草刈り等の保全管理はされておりました。当該農地の場所は、資料の38ページのとおり、———より直線で約200mの西側にあります。———の農地は、30年以上耕作されておらず、保全管理のみでありましたが、今年の2月頃より、———というところより当該農地を購入したいという依頼があり、また———とは———の児童を通しての知り合いということで、そういったことから、今回、この農地を売却することになったようです。

なお、これの資金繰りについては、某銀行からの融資の調達が既に下りております。

なお、42ページの被害防除計画については、汚水の処理は合併浄化槽ですが、地元の水利組合の承諾を取っておられます。ここは2種農地のため、一般基準及び立地基準等をチェックしましたが、特に問題はないものと、地元としては判断いたしておりますが、皆さんの御審議のほどよろしくお願いいたします。

○藤井会長 説明が終わりました。審議に入ります。御意見のある方はお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。御承認いただける方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、5番、可決、承認いたします。

続きまして、6番、地元委員さん、説明をお願いします。

○8番 8番の古谷です。

議案第25号の6は、——の農地を——が建売住宅を建設のため、所有権の移転をしたいとする農地法第5条の申請でございます。

6月13日に、吉本小委員長さんと事務局の方2名で、農地の現地確認をいたしました。

——の——という方ですが、6月17日に電話にて、今回の対応した顛末、あるいはこの企業の資金繰り等について、ファクスで今言った要件というものを送ってくれということで、送っていただいております。

また、所有者の——とは、6月18日に電話でヒアリングをいたしましたので、この結果について御報告をさせていただきます。

農地の現況は、草刈り等の保全管理はされておりました。これは、——が社長をしておられた——というのがあるんですが、ここの社員の方が来て、草刈り等をしておられたようです。

当該農地の場所は、お手元の資料の43ページのとおり、——のすぐ隣でございます。——は、現在、——に在住ですが、私と同じ集落で、——はよく存じております。実家は御両親が亡くなられて空き家となっており、大分家も傷んできておりました。

また、農業後継者もなく、家や農地の維持管理、これが大変困難なことから、今回、——に売却されたということでございます。

それから、——の資金繰りについては、某銀行より残高証明書が出ておりますが、資金面においては自社の自己資金で十分賄えるものと思っております。

なお、資料の48ページの被害防除計画については、雨水及び汚水とも農業用水路になっておりますが、地元の水利組合長の承諾もあります。

この申請農地は、第1種農地ということで、本来ですと農地転用は難しいわけでございますが、施行規則第33条の4号の集落接続というのに該当するため、農地転用はできるということでございます。

なお、農地転用に当たっての立地基準では、周辺の他の農地では企業目的が達成することができない場合は良いという規定があります。また、一般基準では、確実に転用されるかということについては、この会社は建売住宅専門にされておられます。某銀行の残高証明もあり、自己資金で十分賄えるので、確実に転用がされるものと思えます。

次に、周辺の営農条件に悪影響を与えないかということについては、地元の水利組合長の承諾もあり、特に支障ないものと考えます。

したがって、地元委員としては、これらの審査基準はいずれもクリアしているものと判断に至っておりますが、皆さんの御審議のほどよろしく願いいたします。

○藤井会長 それでは、審議に入ります。御意見のある方はお願いいたします。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。御承認いただける方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、6番、可決、承認いたします。

続きまして、7番、地元委員さん、説明をお願いします。

○8番 これが最後になりますが、大変疲れておりますが、8番の古谷です。

議案第25号の7は、———の農地を———が、自己用住宅の使用貸借の権利設定をしたいとする申請でございます。

6月13日に、吉本小委員長さんと事務局の方2名と、農地の現地確認をいたしました。

なお、現地確認をするときに、———にお会いできましたので、あわせてヒアリングをいたしておりますので、この結果について御報告いたします。

当該農地の場所は、お手元の資料の49ページのとおり、———より直線で100m北西の場所にあります。

なお、———という農地の所有者になっておりますが、これは———で、既に———に亡くなっておられますが、名義変更手続等がされていないということでございます。

したがって、被相続人、———と———との相続関係図というのがあるんですが、これで確認をした結果、相続人は1人であるということから、この扱いは特に問題はないということに判断いたしました。

また、進入路がクランク状に、ちょっといびつな状態になっておりますが、これはお聞きしますと、———のお宅のところにビニールハウスを建てたことから、防府市の指導によってこのようにしてくれということで、クランク状態の通路になったということのようでございます。

当該農地は、第1種農地のため、本来は農地転用は難しいのですが、施行規則第33条の第4号の集落接続に該当するために、特に問題はないと考えます。

また、一般基準及び立地基準の審査基準はいずれもクリアしているものと、地元委員としては判断いたしておりますが、皆さんの御審議のほどよろしく願いいたします。

○藤井会長 それでは、審議に入ります。御意見のある方はお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。御承認いただける方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、7番、可決、承認いたします。

続きまして、8番、地元委員さん、説明をお願いします。

○3番 3番、中山です。

議案第25号の8は、——と——の農地を——が譲り受け、太陽光発電設備を建設するという申請になります。

現地確認を12日に、宇多村小委員長と事務局2名と行いました。同日、——宅に伺って、ヒアリングを行いました。また、後日、——も、電話で聞き取りを行いました。

資料55ページからになります。

太陽光発電ですが、南側が——しかなくて、それから下が特に住宅がないので、太陽光の光等の問題はないかと思えます。そして、北側の——という方がちょうどおられたので話をしたところ、北側の住宅は問題ないというお話でした。

次に、太陽光の北側に大きな水路がありまして、溝掃除を普段どうされていますかという話をしたんですけども、近年、自治会から——は参加しないでいいという了承を得ていて、溝掃除も問題ないということです。

——も——も何年も耕作はされていなくて、——自体、お子さんがお住まいで、田んぼの維持管理を——に任されて、——の息子さんがたまにトラクターで鋤いていたという状況ということです。

——も、設置後の草等の管理をよろしくをお願いしますということで、それは大丈夫ですということでした。

——も、やっと買い手が見つかって、ほっとしているということでしたので、今回は迷惑がかかるところもなく、良かったかなと思っております。

以上、説明であります。御審議よろしくお願ひいたします。

○藤井会長 それでは、審議に入ります。御意見のある方はお願いします。どうぞ。

○11番 58ページですけど、——土地改良区の詳細を得ていると。

○3番 正誤表が配ってあるかと思うんですけども、ここで正誤表で3点ありまして、パネルの枚数が変わるということ、——土地改良区、これは間違いということと、あと整地ですが、ちょっと荒れていまして、これは整地が入るということで、3点、訂正となります。

○8番 8番の古谷です。これまだ、意見書が出ていないんじゃないかと思うんですが。事務局どうですかね。私はこれ必ず今日までに出してという指示をしていたんですが、今日午前中、まだ来ていないという。

○事務局 事務局から説明します。

業者の方と先週お話しして、土地改良区の見解書は早く出していただくようにと言っていたんで

すが、今日はまだ提出されていないようなので、また早急に出していただくように依頼します。

○藤井会長 事務局、これは審議してもらうのに、マストじゃなかったかね。後でいいのか。

○事務局 本来は必要ですが、ただ今回は連絡に3回ぐらい来て、こちらも急かしてはいたんですが、早急に書類を整えていただくように依頼します。

○藤井会長 それでいいのかな。

○8番 8番の古谷です。実は、交渉人の人と一緒に、私はお話ししています。そうしたら、書類が取れないと、認めないよと言ったら、遅れてもいいよという言葉が発して帰られましたので、ちょっといかがかなと。ということは、今回、見送りでもいいという判断で考えております。

○藤井会長 事務局の判断はどうなんですかね。今まで後で出ますから、通してくださいというのがあったかね。

○8番 農地法上では出さないといけないです。

○事務局 申請時に書類が整っていることは前提にはなるんですけど、最悪、総会までにとという形で、整っていない部分についてはお願いしていると。

ただ、過去の案件でゼロかと言われると、土地改良区の意見書は後追いで出てきたケースもあります。なぜかという、それは議案に付ける書類になくて、議案の参考資料で図面とか事業計画書、被害防除計画と、そういうところに付いていないので、実際、事務局である一定の幅を持たせてもらって、後追いで出してもらっているというのは現状あります。

それを今後どうするかということもあるんですが、今の古谷委員のお話の部分も勘案して、本来は総会までにというところで、事務局も再三お願いはしているというところがございます。ですので、本来的には必要なものと思っております。

○藤井会長 今までまるっきりゼロじゃないということですけど、今後どうでしょうかね。

○11番 本来必要なものだったら、当然付けて出してもらわないといけないと思うので。

○藤井会長 だから、事務局が今まで対応していたようなことはやめようということにしましょうかね。

○8番 農地法上書いてあることは、守らないといけないことですよ。我々はね。農地法を守るためにも。そう僕は認識しています。この前は——で同じことをやっているんですよ。確か覚えている。

○藤井会長 相手方も、今の古谷委員のお話でしたら、それが出ていないということは。

○8番 遅れてもしようがないなという話。

○藤井会長 じゃ、これ出てくるまで保留ということにしましょうか。

○8番 悪いけど、それで。

○事務局 はい、わかりました。

○藤井会長 保留ということではよろしいでしょうか、皆さん。御承認いただける方は挙手お願いしま

す。

[賛成者挙手]

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、今回は保留とさせていただきますので、よろしくをお願いします。

続きまして、10番、地元委員さん、説明をお願いします。

○11番 11番、石田です。

本案件は、———所有の農地を———が購入し、資材置場として利用しようとしてされているものでございます。

以前もここは資材置場としてその隣地を購入され、埋め立てられている途中で、順調に埋め立てが進んでいるんですけど、このたび木が生えているような、草ぼうぼうの農地を買って、事業規模拡大のため、申請地が必要になったということでございます。

12日の日に、会長と事務局2名と一緒に現場確認に行きました。周辺一帯、全然耕作されていなくて、悲しいけどいたし方ないのかなというところでございます。

皆様方の御審議をお願いいたします。

○藤井会長 説明が終わりました。審議に入ります。御意見のある方はお願いします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○藤井会長 よろしいですか。御意見がないようですので、採決に入ります。御承認いただける方は挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、10番、可決、承認いたします。

続きまして、11番、地元委員さん、説明をお願いします。

○11番 11番、石田です。

本案件は、———、昔、———があったところ、これからずっと———のほうに入っていったところの———という老人福祉施設があるんですけど、その隣の場所になります。———所有の農地を———が購入し、太陽光にされようとするものでございます。

先ほどと同じく、12日の日に現地確認に行っていました。———にお話をお聞きしたところ、10年以上作っておられなくて、太陽光と、今回、———からお話があり、後継ぎもおられないことから、売ろうと決められたそうです。

参考資料の73ページの緑で囲んである今回の申請地ですけど、すぐ左側、ここも以前、太陽光で転用がされておりまして、前回、出たとき、この農地はどうして管理するのかと疑問に思っていたんですけど、このたび売られることになったそうでございます。

地元委員といたしましては、太陽光のそばを狭い道を通って、農業をどうかするわけにもいかな
いでしょうから、いたし方ないんだろうなと思っております。

皆様方の御審議をお願いいたします。

○藤井会長 それでは、審議に入ります。御意見のある方はお願いします。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。御承認いただける方は挙手をお願いしま
す。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、11番、可決、承認いたします。

続きまして、12番、地元委員さん、説明をお願いします。

○17番 17番の三輪でございます。

議案第25号の12について説明させていただきます。

去る6月14日に、内田委員さんと事務局で現地を見てまいりました。—————のど
ころの—————が、太陽光発電として、—————に所有権の移転をされる件でござい
ます。

場所は、資料の97ページですが、617m²の田でございます。ちょうど—————
の南側に当たります。6月17日に—————の奥さんに状況を聞いてきました。12年前に—————
が亡くなられて、それ以後は農業はしていないということでありました。

それと、この土地は、太陽光発電をしませんかという話が—————ですか、ちょうど
隣で太陽光発電をやっている場所があるんですけど、その方からまた同じように紹介がありまして、
現地に見に行きましたけど、西隣に太陽光発電がありました。その発電は—————が紹
介で、—————という業者が行っていた太陽光発電ですけど、今回もその話で、あなた
も太陽光発電をやったらどうかということで、—————がその話を受けられたということで、ここで
なったようです。

現場に行きましたけど、現場は竹が生えておりましたけど、刈り取った後で、その上にはマルチ
がかけられておりました。—————のすぐそばで、道よりは1mぐらいの高さの平らな土地でございま
す。水は79ページにありますけども、—————、これから水を取っていると思われま
す。ただ、今、水は全く出ていなくて、使われていない状態でありました。

工事に当たっての進入路ですけども、土手を削ってスロープを付けて中に入る作業をしたいと言
われていました。現場を見ましたけど、土手の一部が既に崩れた跡がありまして、これは困ったと
思いながら、隣の太陽光発電と関係があるわけで、境だけはきちっと上げていたほうがいいとい
うことで、行政書士さんにも伝えておきました。周りには民家等も飛び飛びでありますけども、民家

等はありません。排水も特に問題はないと思われま

す。以上のような状況です。皆さんの御審議をよろしくお願

いします。
○藤井会長 説明が終わりました。審議に入ります。御意見のある方はお願

いします。ございませ

か。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。御承認いただける方は挙

手をお願いします。

〔賛成者挙手〕
○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、12番、可決、承認いた

します。
続きまして、13番、地元委員さん、説明をお願いします。

○15番 15番、原田です。

議案第25号の13、許可申請は、———の農地を息子さんの———が借り受けて、
自己用住宅を建てるために転用したいという申請です。

現地確認を6月の14日に、事務局2名及び内田委員と行いました。現地は、資料の85、86
ページですが、———の北側に当たります。———という集落の一部でございます。

農地区分は、集団農地面積0.1ということで、周りが全て住宅になっておりまして、その中に
囲まれた農地といってもこれは畑地になっております。申請地は、現在耕作は特にされておらず、
保全管理がされている状態と、87ページの図の緑で囲ってある右側はそのまま畑で、露地野菜が
植えられていました。

申請地の西側、南側、いずれも住宅が建っていて、周りが住宅に囲まれて、道路を挟んで北側が
親の家と、実家ということになって、自己用の住宅を建てるには適当な場所ではないかなと思いま
した。

事業計画書、被害防除計画ともに、特に問題になるような点はなく、周辺農地の営農条件に支障
を生ずるおそれもないということから、本件の転用はやむをえないと考えます。

皆様方の御審議、よろしくお願

いいたします。
○藤井会長 説明が終わりました。審議に入ります。御意見のある方はお願

いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕
○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。御承認いただける方は挙

手をお願いします。

〔賛成者挙手〕
○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、13番、可決、承認いた

します。
続きまして、14番、地元委員さん、説明をお願いします。

○11番 11番の石田でございます。

本案件は、————のすぐそばの田んぼを————が宅地開発しようというものが、実は4月に出ていた案件でございまして、皆様から御了承いただいた案件でございます。

今回、道の通し方が変わったというだけですけど、お手元に4月に出ていたときの土地利用の計画と今回の分が両方出ております。

特段問題はないと思っておりますが、皆様方の御審議をよろしくお願いいたします。

○藤井会長 説明が終わりました。審議に入ります。御意見のある方はお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 よろしいですか。御意見がないようですので、採決に入ります。御承認いただける方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、14番、可決、承認いたします。

続きまして、15番、16番、一括上程させていただきます。地元委員さん、説明をお願いします。

○6番 6番の吉本です。

この議案は、4月に出まして、書類不備で取り下げ、5月になって、進入路が田んぼなので一時転用が必要ではないか、とこの会議での結論になりまして、8ページにおきまして、————の田を一時借用するということを先月から付け加えて、必要な手続の書類は事務局に届いていることを確認しました。

6月13日に、現地調査を行ってこの案件について話をしてきました。したがって、先月、説明いたしましたので、重複するところがあるとは思いますが、資料は97ページ、緑で囲ってあるところが申請地です。そして、今回プラスになったのが16の申請ということで、緑に入るために、農道はあったんですけど、非常に細く、当然資材の搬入は無理だろうということがありまして、ここを一時貸すということで、12月31日までに原状回復ということで議案が出ております。

おさらいですが、————が————の土地を購入して、太陽光発電設備を作ったということです。その際、25号の16で入り口の————の農地を一時借用するというのが今回付け加えられたということで、現地調査は先月行っておりますので、今月、特に行ってはいませんが、全体的に本人とも確認しましたところ、農地法とも照らし合わせて、特に問題はないと地元委員は判断しております。

皆様方の意見をよろしくお願いいたします。

○藤井会長 それでは、審議に入ります。御意見のある方はお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。15番、16番、御承認いただける方は挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、15番、16番、可決、承認いたします。

続きまして、議案第26号、該当の委員さんがおられますけれども、今回は退出を求めませんので、発言並びに採決には加わらないようにお願いしたいと思います。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局 それでは、御説明させていただきます。

議案第26号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、御説明させていただきます。

議案書9ページに内容を記載しておりますので、ご覧ください。

議案第26号につきましては、令和元年6月26日公告予定の利用権設定が3件提出されております。

農地の集積面積は7,648m²でございます。内容としまして、3件中、使用貸借権の設定が2件、賃貸借権の設定が1件、新規2件、再設定1件となっております。それぞれの計画の内容は、議案に記載してあるとおりでございます。

全ての案件につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上でございます。御審議のほどよろしく申し上げます。

○藤井会長 それでは、審議に入ります。御意見のある方はお願いします。よろしいでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。議案第26号、御承認いただける方は挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、議案第26号については承認いたします。

続きまして、議案第27号、事務局、説明をお願いします。

○事務局 議案第27号ですが、農業委員会事務の実施状況等の公表についてということで、議案27号、別紙様式1と別紙様式2を配付しています。

まず別紙様式1ですが、令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画でございます。別紙様式2については、平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価ということで、昨年

度行いました事業等についての実績を記載しています。

活動計画と点検・評価につきましては、今月末までに市のホームページで公表、そして県へも提出することになっていますので、この場で御審議いただきまして、承認をいただいた後、ホームページへの公表と県への提出をしたいと考えております。

御審議のほどよろしくお願いたします。

○藤井会長 それでは、皆さん方で審議したいと思います。何か御意見のある方はお願いします。——何かございませんか。

○11番 11番、石田です。知事に出した意見書の内容がしっかり盛り込まれているし、今年目標も去年のものをそのまま踏襲するのではなくて、去年の実績に合ったようにちょっと下げられたり、参入目標数が実態に合ったようにちょっと近づけてあるので、いいんじゃないかと思います。

○藤井会長 ほかにございませんか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。議案第27号、御承認いただける方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、議案第27号、承認させていただきます。

続きまして、報告事項が32号から36号までございます。目を通していただいて、何か御意見があればお願いします。——よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、これで議案審議を閉じたいと思います。

午後4時18分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和元年 6月19日

議 長 藤井 伸昌

署名委員

署名委員